

| | |
|-------|----------|
| 国土交通省 | 空港周辺整備機構 |
|-------|----------|

【事務・事業の見直し】

| 事務・事業 | 講ずべき措置 | 実施時期 | 具体的内容 | 措置状況 | 措置内容・理由等 |
|--|----------------------|----------|--|------|---|
| 01 民家防音事業、移転補償事業、再開発整備事業、緑地造成事業（いわゆる空港周辺環境対策） | 事業規模の縮減 | 23年度以降実施 | 周辺環境対策の進捗よく、コスト縮減等を通じて、事業規模の縮減を図る。 関西国際空港と大阪国際空港の経営統合に伴う周辺環境対策事業の実施主体の移管の検討結果等を踏まえ、適切な政府出資の規模を検討する。 | 2a | 周辺環境対策の進捗よく等を通じて、事業規模の縮減を図り、平成23年度予算において事業費を前年度比14.9%減の55億円とした。 政府出資については、「関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律」（平成23年法律第54号、以下「関空・伊丹経営統合法」という。）に基づき、大阪国際空港の周辺環境対策事業を新関西国際空港株式会社に承継する際に、機構に対する政府出資金のうち大阪国際空港の業務に係る部分として国土交通大臣が定める金額について、資本金を減少することとしている。 |
| | 大阪国際空港事業本部の業務移管 | 23年度以降実施 | 大阪国際空港の周辺環境対策については、関西国際空港と大阪国際空港の経営統合に併せて新会社に移管する方向で検討し、速やかに結論を得る。 | 1a | 関空・伊丹経営統合法に基づき、大阪国際空港の周辺環境対策を新関西国際空港株式会社に承継させることとしている。（施行時期：関空・伊丹経営統合法公布（平成23年5月）から1年6か月を超えない日） |
| | 福岡空港事業本部の業務については今後検討 | 23年度以降実施 | 福岡空港の周辺環境対策については、国管理空港の民営化等も含めた運営の在り方についての検討結果を受けて、福岡空港の運営全体の在り方の検討を行う中で、実施主体の検討を行う。 | 3 | 国管理空港の民営化等も含めた運営のあり方については、7月29日に「空港運営のあり方に関する検討会」において報告書がとりまとめられたところであり、同報告書を受けて、今後、福岡空港の運営主体の在り方の検討を行う中で、福岡空港の周辺環境対策の実施主体の検討を行う。 |

【資産・運営等の見直し】

| 講ずべき措置 | 実施時期 | 具体的内容 | 措置状況 | 措置内容・理由等 | |
|-----------------|-----------|----------|--------------------------------------|----------|---|
| 02 業務運営の効率化等 | 組織・人員の縮減等 | 22年度以降実施 | 周辺環境対策の進捗よくとともに、組織・人員の縮減等運営の効率化を進める。 | 2a | 周辺環境対策の進捗よくに合わせ、平成23年4月に、大阪国際空港事業本部において、用地造成及び緑地整備を担当する組織（課）を統合し、定員3名を削減した。 また、関空・伊丹経営統合法に基づき、大阪国際空港の周辺環境対策事業を新関西国際空港株式会社に承継する際に、大阪国際空港事業本部を廃止することとしている。 |